

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和3年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和3年度の初日から令和3年7月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

## 記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	114 トン	25 トン	89 トン
		71 トン	25 トン	46 トン
3	クリーム	38 トン	24 トン	14 トン
		24 トン	24 トン	0 トン
4	粉乳類	52,961 トン	4,639 トン	48,322 トン
		33,644 トン	4,165 トン	29,479 トン
5	無糖れん乳	1,763 トン	449 トン	1,314 トン
		1,142 トン	449 トン	693 トン
6	加糖れん乳	202 トン	12 トン	190 トン
		68 トン	12 トン	56 トン
7	ヨーグルト	17 トン	2 トン	15 トン
		11 トン	2 トン	9 トン
8	バターミルク	192 トン	7 トン	185 トン
		12 トン	7 トン	5 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	58,411 トン	12,921 トン	45,490 トン
		47,985 トン	10,668 トン	37,317 トン
10	その他の乳製品	13,373 トン	1,835 トン	11,538 トン
		8,803 トン	1,381 トン	7,422 トン
11	バター	24,439 トン	3,575 トン	20,864 トン
		16,786 トン	3,255 トン	13,531 トン
12	豆類	89,846 トン	25,672 トン	64,174 トン
		45,461 トン	9,016 トン	36,445 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,731,704 トン	1,577,338 トン	4,154,366 トン
		5,117,080 トン	1,479,655 トン	3,637,425 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,329,308 トン	327,508 トン	1,001,800 トン
		222,196 トン	25,069 トン	197,127 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	730,259 トン	208,281 トン	521,978 トン
		704,615 トン	208,281 トン	496,334 トン
15	コーンスターチ	2,943 トン	531 トン	2,412 トン
		2,351 トン	531 トン	1,820 トン
16	ばれいしょでん粉	12,460 トン	2,547 トン	9,913 トン
		6,177 トン	2,526 トン	3,651 トン
17	マニオカでん粉	163,795 トン	42,044 トン	121,751 トン
		162,600 トン	42,044 トン	120,556 トン
18	サゴでん粉	21,286 トン	3,729 トン	17,557 トン
		21,286 トン	3,729 トン	17,557 トン
19	その他のでん粉	1,694 トン	479 トン	1,215 トン
		1,220 トン	479 トン	741 トン
20	イヌリン	2,130 トン	610 トン	1,520 トン
		55 トン	18 トン	37 トン
21	落花生	36,714 トン	11,283 トン	25,431 トン
		23,109 トン	5,081 トン	18,028 トン
22	こんにゃく芋	231 トン	21 トン	210 トン
		223 トン	21 トン	202 トン
23	ミルク調製品	10,417 トン	1,261 トン	9,156 トン
		4,348 トン	256 トン	4,092 トン
24	でん粉調製品	241 トン	43 トン	198 トン
		238 トン	43 トン	195 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,700 トン	409 トン	5,291 トン
		2,070 トン	151 トン	1,919 トン
27	調製食用脂	19,978 トン	3,396 トン	16,582 トン
		1,810 トン	290 トン	1,520 トン
28	繭	6.5 トン	0.0 トン	6.5 トン
		6.5 トン	0.0 トン	6.5 トン
29	生糸	309 トン	57 トン	252 トン
		308 トン	57 トン	251 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。